

・国会請願とは・

国会請願とは、憲法第16条で認められている国民の権利で、国民が国政に対する要望や意見を直接国会に述べる方法です。請願するには紹介議員が必要で、衆・参両院の議長に提出します。受理した議長は、関係の委員会に審議を付託し、委員会が採択すれば本会議にかけます。本会議でも採択されると、議長は内閣に通知し、内閣（担当府省庁）は処理方針を議長に回答します。採択されない場合には「審議未了」で廃案となったり「不採択」となります。

国民の重要な権利としてなされる要望であり、国民の代表でもある議院が要望を採択するという重い行為で、内閣も責任をもって「具体的に対処する」「その要望についてはこう考える」などと回答します。これらの行為は「請願法」という法律に基づいています。

したがって、署名する側も責任感をもって取り組まなければ

なりません。複数人名を一人で書いて無効になったり、代筆には押印が必要だというのはそのためです。

なお、請願は一人からでも可能ですが、何十万人という請願にはそれなりの重みがかかります。ぜひ皆様のご理解を得て、今次請願も採択を目指しましょう。



・全国腎臓病協議会(全腎協)とは・

私たちの会は、1971年に結成した腎臓病患者の患者会組織です（結成当時の名称は「全国腎臓病患者連絡協議会」）。組織の目的は「腎臓病に関する正しい知識の普及及び社会啓発並びに腎臓病患者の自立と社会参加の促進を図り、社会の発展に寄与すること」としており、設立以来様々な取り組みを行ってきました。

全腎協は全国の腎臓病患者の代弁者として行政・医療団体へ要望を申し入れるなど、医療や福祉に関する問題提起や政策提言も行っています。また、早くから臓器移植の普及啓発活動に力を入れてきました。腎臓病に関する講演会の開催や会報誌の発行を通じて、腎臓病患者の療養生活の向上に努めるとともに、一般の方を対象とした腎臓病に関するシンポジウ

ムを各地で開催するなどの社会啓発活動を行っています。

その活動の公益性の高さから1996年には厚生大臣（当時）所管の公益法人の認可を受け「社団法人全国腎臓病協議会」となり、一層公益目的を意識した活動を行ってきました。2014年4月には、公益法人法改正に伴い「一般社団法人全国腎臓病協議会」に移行しました。

現在は46都道府県の患者会が加盟し、全国の会員数は約5万5,000人（2023年4月現在）で、日本最大の患者会といわれています。

あなたの地域にも全腎協加盟の患者会があります。入会ご希望の方、治療や生活でお困りの方はぜひお近くの加盟組織にご相談ください。



「国民を腎疾患から守る総合対策」の早期確立を!